

上野幌中学校いじめ防止基本方針

改訂：令和7年 4月7日
年間計画の変更：令和7年 4月7日

■いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（国の基本方針より）

本校においては、いじめ防止等に向けた取組にあたり、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、「いじめは絶対に許されない」という大原則のもと、いじめを生まない対人関係を構築できる学校教育を様々な領域を通して推進していく。

■いじめに対する基本理解

○ いじめの定義（法2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

■いじめの防止等のために学校が実施すること

○ 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針（国の方針）又は、地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする（法13条）

○ 組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、その学校の複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする（法22条）

↓

本校においても、「国の基本方針」ならびに「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にして、学校の実態を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を策定し「いじめ防止・対策委員会」を設置し、定例の会議を運営委員会の日に開催する。

■「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたって

○基本方針は、本校におけるいじめの防止、早期発見、いじめ事案への対処のあり方、校内体制づくり等についての具体的な取組内容を充実させ、本校のいじめ対策全体がより実効性のあるものとするために策定する（学校としていじめ問題にどう取り組もうとしているかがわかるものとしていきたい）

○本校において実施している様々な教育活動を、いじめ問題への対応の視点から見直し、重点的な取組や対応策を組み込み、具体的な指導内容のプログラム化を図る（学校経営の基本方針・重点との関連を意識する）

- 基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に加え、PDCAのサイクルの実施により改善を図っていく。また、本校に生徒に起こった事例を検証し、いじめの早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの課題を洗い出し、その改善に向けた具体的な手立てを工夫していく
- 基本方針の学校HPへの公開、保護者・地域への説明等をおして理解・協力を求めるとともに、本校のいじめ問題に対する取組への信頼を得られるよう努める

■いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止・対策委員会」の設置

○組織の構成

- ・本校の常設の組織である「生徒指導委員会」がこの役割を担うこととし、組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う
- ・基本の構成は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導代表、生徒指導部員（含教育相談係）、教務部代表、生徒活動部代表、生活委員会担当者、学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー、相談支援パートナー、関係の学級担任、部活動指導者
- ・構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する
- ・構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや外部専門家等や地域の関係者などとする

○組織の役割

- ・未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行、事例の検証） など

○基本的な役割分担

担当者	分 担 内 容
校長 教頭	①方針の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実 ④保護者の対応 ⑤外部機関・スクールカウンセラーなどとの連携 ⑥マスコミ対応
生徒指導部代表 生徒指導部	①いじめ防止・対策委員会の招集 ②学校全体としての情報の集約 ③保護者の対応（必要な場合）
教務部代表	①いじめ防止・対策委員会の司会 ②臨時の全校集会の日程調整
生徒活動部代表	①生徒が主体的にいじめをなくす活動の取組
生活委員会担当	①あいさつ運動の取組 ②生徒が主体的にいじめをなくす活動の取組
学年代表	①情報の集約 ②指導・支援の指示 ③担任への助言や支援 ④生徒指導（事情聴取・説諭） ⑤保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑥解決後の該当生徒の生活の見届け、学年全体の生徒への指導
学級担任	①いじめの早期発見、事実確認 ②学年、管理職、いじめ防止・対策委員会への報告 ③ 生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑤解決後 の該当生徒の生活の見届け、学級全体の生徒への指導
養護教諭	① 生徒来室状況や会話などの情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供
スクールカウンセラ ー 相談支援パートナー	①必要に応じて、被害・加害生徒へのカウンセリング ②対応などに対する助言や支援

■いじめの防止のための取組

- 生徒一人一人を生かす教育活動の充実
- 生徒の「いじめ」についての理解を深める
- 教職員の対応力の向上

重点的な取組	取組内容・目標
「分かる・できる・楽しい授業づくり」、学習の「基礎・基本」の定着	・生徒が自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する『課題探究的な学習』を取り入れた授業の充実 ・TT活用、個に応じた指導の充実
「居場所」と「仲間意識」のある学校・学年・学級づくり	・特別活動や学校行事を通し、個々の生徒が活躍し自己の伸びを実感し、難しいことにも挑戦しようとする意欲をもてるような取組を工夫する ・他者と協力し合い、認め合うことや互いのよさや成長を感じ取れるような場面・機会を数多く設定
「命を大切にする」指導の徹底と道徳教育の充実	・命を大切にする月間の設定、期間中の教育相談の実施 ・道徳の時間への「いじめ」に係る題材の計画的な配置 ・生命、人権についての講演会の実施
「情報モラル」の育成	・外部講師を招いての講演会の実施（保護者も対象とする） ・長期休業前の生徒指導部からの全校講話の活用
生徒会を中心に、生徒が主体的にいじめをなくす活動などの取組	・ハートフル宣言 ・「あいさつ運動」などの取組
教職員のいじめ問題への理解の深化、指導力の向上	・いじめは絶対に許さない認識の徹底と危機意識の高揚、生徒理解を深めるための生徒指導研修会の実施 ・豊かな人間性を高め、指導のあり方に細心の注意を払い信頼を得るための自己研鑽

■いじめの早期発見のための取組

- 教職員による積極的な関わり
- いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

重点的な取組	取組内容・目標
生徒からの悩みや情報が入りやすい環境を作れるよう、共感的な人間関係の醸成	・愛情を持って生徒に寄り添い、日常的な観察や声かけをできるだけ頻繁に行う ・共感的な指導や相談活動を通して、「理解しようとしてくれる」という思いを育てる
組織・体制として状況把握ができるよう、校内の連携体制の充実	・生徒の小さな変化やメッセージを見逃さず、日頃から気になることを交流する雰囲気をつくり、いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有する（組織の活用） ・スクールカウンセラー、相談支援パートナー、養護教諭らとの緊密な連携（週1回のカンファレンスの実施）
アンケート、教育相談の計画的な実施と活用	・学校独自アンケート（6月、10月、2月）、市教委アンケート（11月）を実施し、内容に即対応し、事後の教育相談につなげる ・6月、11月に生徒との教育相談、7月と12月に生徒・保護者との個人懇談を実施

※早期発見のための取組は、いじめ防止のための取組にもつながっていることを意識する

■いじめ防止等に関する年間計画（プログラム）

	関連行事等	取組の内容
4月	・入学式 ・新入生歓迎会 ・部活動結成集会	（生徒指導研修会①） ・朝のひと声運動（あいさつ運動）
5月	・旅行的行事（各学年）	・学校独自アンケート ・1年道徳：公正・公平、社会正義 ・2年道徳：相互理解、寛容 ・2年道徳：友情・信頼

6月	・中体連壮行会	・教育相談週間 ・防犯教室全校（ネットトラブル） ・生徒会ハートフル宣言の取組 ・1年道徳：相互理解、寛容 ・2年道徳：生命の尊さ ・3年道徳：公正・公平、社会正義
7月	・（陸上競技大会） ・前期懇談会	・防犯教室2年（ネットいじめ・人権擁護委員講師） ・防犯教室3年（薬物乱用防止・誘いの断り方） ・終業式生活講話
8月		・命を見つめる月間 ・朝のひと声運動（あいさつ運動）
9月		・1年道徳：相互理解、寛容 ・3年道徳：友情、信頼 ・3年道徳：生命の尊さ
10月	・合唱発表会 ・秋華祭 ・総合活動日 ・学年PTA	・学校独自アンケート（生徒指導研修会②）
11月	・生徒総会	・市教委アンケート ・教育相談週間 ・1年道徳：生命の尊さ ・2年道徳：相互理解、寛容
12月	・後期懇談会	・1年性に関する講演会 ・終業式生活講話
1月		・朝のひと声運動（あいさつ運動） ・1年道徳：友情・信頼 ・3年道徳：相互理解、寛容
2月		・学校独自アンケート ・2年道徳：思いやり、感謝
3月	・体育大会（各学年） ・生徒会送別のセレモニー ・卒業式	・3年道徳：生命の尊さ ・年間反省の取組

※都合により開催月が変更になる場合がある。
※道徳の時間の題材は特に関連の深いもののみ掲載した。

■家庭・地域との連携

- いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進
- 家庭や地域の協力・参画の推進／地域住民との交流

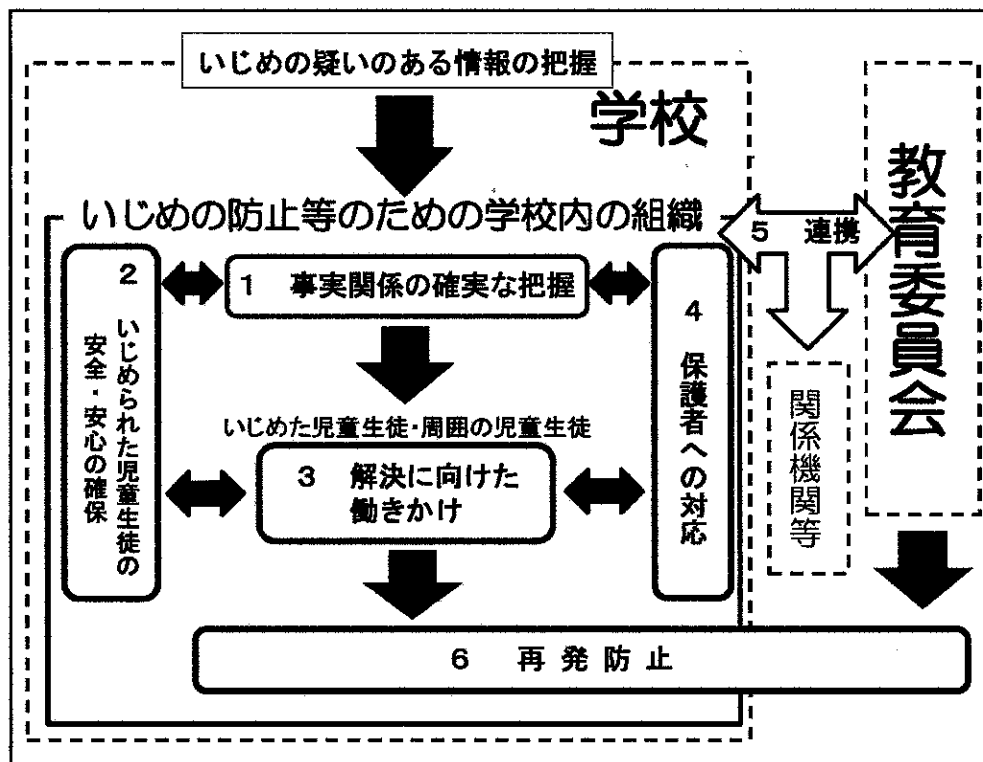
重点的な取組	取組内容・目標
家庭・地域への情報提供、理解促進の取組	・学校HPでのいじめ防止基本方針を含むさまざまな情報発信を実施。PTA集会や中学校区青少年健全育成推進会等の保護者や地域関係団体が集まる機会に、生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、取組について理解を求める ・日常的に家庭との連絡をとり、信頼関係を構築、家庭教育の大切さや学校との情報共有の協力を話題にする
校外での生徒たちの様子についての情報提供や見守り協力の依頼	・学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等の協力について保護者や地域住民に周知する ・健全育成や交通安全指導等に関わる地域の方々との関係を大切にし、いじめの防止についても参画を求める ・地域行事等における生徒の様子について定期的に情報を得て生徒の様々な側面を把握する

■いじめへの対処（事案対処）

- 情報をつかんだら速やかに組織的に対応（いじめ防止・対策委員会で対応の具体を確認する）
- いじめを受けているとされる生徒や、いじめを知らせてきた生徒の、安心・安全の確保
- 事実関係の確実な把握
- いじめの解決に向けて、加害生徒、被害生徒、周囲の生徒への働きかけ
- 関係する生徒の保護者と連携を図り、改善（再発防止も含む）に向けて協力を求める
- 教育委員会への報告・連携
- 犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合は警察に相談・通報し、連携

<事案対処の流れ>

（市の基本方針より）



1. 事実関係の確実な把握

- ・聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する
- ・関係する全ての生徒に対して聴き取りを行う
- ・集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する生徒に再確認をする
- ・他校生との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う
- ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する

2. いじめられた生徒の安全・安心を確保

- ・いじめられた生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める
- ・見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する

3. いじめた生徒等への解決に向けた働きかけ

- ・いじめたという事実に留まらず、いじめた生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う
- ・いじめを受けた生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする
- ・いじめを受けた生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める
- ・周囲の生徒に対してもいじめられた生徒の心の苦しみを理解させる
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを指導する

4. 保護者への対応

- ・いじめられた生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う
- ・いじめた生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める
- ・いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う

5. 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- ・生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する
- ・いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する
- ・犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する

6. 再発防止

- ・生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う
- ・いじめが解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する
- ・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする

■重大事態への対応

○市立学校において重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める（市の基本方針より）

重大事態とは

① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする）

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○学校で重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、指示・助言を受け、その後の調査を実施することになる

重大事態の報告（学校→教育委員会）→調査主体の判断（教育委員会）→調査の実施→調査結果の提供・報告→再調査の実施→再調査結果の提供・報告→調査結果・再調査結果の措置